

鹿沼テニス協会 会則

改訂履歴	
制定日	平成18年3月12日(総会承認)
一部改定	平成22年3月28日(総会承認)
一部改定	平成29年3月19日(総会承認)

第一章 総則

- 第1条 名称 この会を「鹿沼テニス協会」と称する。
- 第2条 事務所 **この会の事務所を、会長宅に置く。**
- 第3条 目的 この会は、鹿沼市の硬式テニスの普及振興を図ることにより、市民の体力増強、スポーツマンシップの高揚、及び親睦を図ることを目的とする。
- 第4条 事業 この会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
 ①硬式テニス大会等の事業を主催・後援・公認すること。
 ②他の協会等が開催するテニス大会等に、協会の代表選手を派遣または推薦すること。
 ③鹿沼市内外のスポーツ団体と交流すること。
 ④その他この会の目的を達成する為に必要な事業を行うこと。
- 第5条 組織 この会は、鹿沼市及びその近郊に活動拠点があるテニスクラブ、団体、学校等のうち、この会への加入手続きを終了したもの（以下「登録団体」という）をもって組織する。

第二章 役員

- 第6条 役員
- この会に次の役員を置く。

会長	1名
副会長	1名
理事長	1名
専務理事	5名
常務理事	若干名
監事	2名
顧問	若干名
 - 役員の内任期は2年とし、兼任・再任は妨げない。
 - 任期中に欠員が生じた場合は、前任者が所属する登録団体から後任者を選出し、残任期間の職務にあたらせる。
- 第7条 役員の内任務 役員の内任務は次の通りとする。
- 会長はこの会の事業を総理し、この会を代表する。
 - 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
 - 理事長は役員会を総理する。
 - 専務理事は会長を補佐し、総会議決に基づきこの会の事業を総合的に執行する。
 - 常務理事は会長を補佐し、総会議決に基づきこの会の特定の事業を専門的に執行する。
 - 監事はこの会の会計、および専務・常務理事の業務執行状況を監査する。
 - 顧問はこの会の事業に意見または助言を与えることができる。
- 第8条 役員の内選出 役員の内選出は次の各号による。
- 正・副会長、理事長は、役員会が登録団体の中から推薦者を選出し、総会において決定する。
 - 専務理事は登録団体による持ち回り制とし、当該順番となった登録団体が各1名の推薦者を選出し、総会において決定する。
 - 常務理事は、必要に応じて会長が推薦者を選出し、役員会において決定する。
 - 監事は、役員会が推薦者を選出し、総会において決定する。
 - 顧問は、必要に応じて会長が推薦者を選出し、総会において決定する。

第三章 会議

- 第9条 会議 この会の議決機関は次の通りとする。
①総会
②役員会
- 第10条 総会
1. 総会は役員と登録団体の代表者によって構成し、会長がこれを召集する。
2. 総会は次の事項について協議し、承認する。
①事業計画・事業報告・予算案
②役員を選出
③会則の改廃
3. 総会は登録団体の2/3以上の出席をもって成立し、決議は出席した代表者の過半数の賛成または反対による。
- 第11条 役員会
1. 役員会は正・副会長、理事長、専務理事、および常務理事によって構成し、会長又は理事長がこれを召集する。又、必要に応じ顧問に出席を要請することができる。
2. 役員会は次の事項を審議・遂行する。
①総会に提出する事業計画案、事業報告、予算案、決算報告の作成
②役員を推薦
③新規団体の加入承認
④事業の実施方法に関する事項
⑤協会の運営に必要な細則の決定
⑥その他必要な事項

第四章 会計

- 第12条 経費 この会の経費は、登録団体の納入する登録料・補助金その他の収入を持ってあてるものとする。
- 第13条 会計年度 この会の会計年度は、毎年4月1日から3月31日までとする。
- 第14条 会計監査 監事は、その年度の会計を監査し、結果を総会に報告する。

第五章 設立年月日

本協会は、1976年4月1日設立とする。

第六章 附則

この会則は平成29年4月1日から施行する。

【組織図】

